

令和3年地域運動部活動推進事業における成果報告書について

○基本情報

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町、大井町、南部は中井町、平塚市、北部は厚木市、清川村、山北町に接している。市域は、東西約13.6キロメートル、南北は約12.8キロメートル、面積は103.76平方キロメートルで、県内19市中5位の広さを持つ都市として、東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にある。令和2年国勢調査(確定値)に基づく推計人口は、161,949人で、71,155世帯(一世帯当たり2.28人)、可住地面積49.72㎢(人口密度33.66/ha)である。北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走る、県下で唯一の典型的な盆地を形成している。

市には9つの中学校があり、9～27学級(特別支援学級を含む)で構成され、令和3年11月現在で4,089人の生徒が在籍しており、それぞれの学校には80部活動(男女を分けると、さらに多い)が存在しており、300名を超える教職員(正規職員・臨時的任用職員・非常勤時間講師を含む)が各校でそれぞれの部活動に従事している。

○スポーツ環境

秦野市では、令和2年度にボルダリング施設「はだの丹沢クライミングパーク」が完成し、近隣地区を含め、多くの利用者が活用している。また、東京2020オリンピックのソフトボール競技で金メダリストを獲得したメンバーが所属するソフトボールチーム「日立サンデューバ」がある。

○スポーツ関わる団体等・指導者

秦野市内には公益財団法人秦野市スポーツ協会があり、30のスポーツ・レクリエーション加盟団体と、地域加盟の6つの地区体育協会が存在している。スポーツ協会からは、スポーツに関わる事業等が、その都度、学校に通知されており、毎年、参加する生徒は一定数いる。

学校部活動に関わる指導者は、現状として教職員、部活動指導員、部活動指導協力者、3つの形態がある。その多くは教職員が顧問を担っているが、市内では3人の部活動指導員を会計年度職員として任用し、単独で練習を実施することや大会の引率が出来るようになっている。また、市内では57人の部活動指導協力者が学校部活動の指導に協力し、教職員と共に、部活動の補助的な指導や支援が行えている。

○スポーツ施設

秦野市内には、体育館が2つ、テニスコートが4つ、野球場・陸上競技場が1つずつ、プールが2つ、多目的グラウンドが7つ、トレーニングルームが3つ、クライミングパークが1つ存在している。そのうち、市内の中心にある「カルチャーパーク」は、陸上競技場・体育館・プール・野球場・庭球場があり、中学生の練習や大会等での利用頻度が高い。

○将来像

秦野市では、これまで学校が担っていた学校部活動を段階的に地域移行していくことで、学校の働き方改革への対応するとともに、中学生をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境を整備するため、現在の学校部活動の在り方を柔軟に捉え、将来に向けて持続可能な部活動の在り方を整えていく。

○直面している課題

秦野市の人口は平成 22 年をピークに減少し、令和 42 年には 115,909 人まで減少することが推計されており、年少人口（0～14 歳）は、平成 17 年には 13.1%から年々減少し、令和 2 年には 11.0%となり、少子化が進んでいる。そのため、今後は生徒数・学級数の減少に伴う教職員の減少が予想され、学校部活動の在り方は今後、難しくなることが考えられる。

この課題解決の一つとして、学校部活動を段階的に地域移行する実践研究を現在、市教育委員会が主体となって行っているが、生徒のスポーツ活動が学校の活動（部活動）に属しているのか、学校から切り離して、地域の活動に属しているのか曖昧な部分が出てくる。

○今後の方向性

秦野市では、令和 7 年度までに、秦野市教育振興基本計画において「部活動スタートアップ事業」として、中学生をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境を管理・運営するために、持続可能な部活動の在り方として、学校部活動を段階的に地域部活動に移行していくことを検討している。そのために、主体団体を定めていくことが重要であると考えている。具体的には、今の学校部活動の良い部分を残しつつ、今後、補うべきところを中心に関係各所との協議を行い、地域部活動への移行を進めていきたいと考えている。

1. 運動部活動改革の目的・目標

・秦野市では、運動部活動の改革は、学校の働き方改革への対応とともに、中学生をはじめとする青少年にとってふさわしいスポーツ環境や、持続可能な部活動の在り方を実現するためのものであるため、現在、運動部活動に所属していない生徒も含め、中学生にとってふさわしいスポーツ環境はどのようなものか考えていくことが必要である。

・まずは「スポーツをすることにお金を払う」という考え方を社会全体に浸透させることが必要になると考える。社会的に受益者負担の考え方が定着していない学校部活動をそのまま地域移行することは難しいため、手段等を継続的に検討していく必要がある。

・今ある学校部活動の在り方を柔軟に捉え、地域部活動として持続可能な形にしていくことが目標になる。

2. 地域移行する前の運動部活動の在り方

・秦野市では、運動部活動は生徒にとって、責任感や連帯感を育むなど、将来にわたる人格の形成につながる教育的意義の大きい、子どもたちの輝ける場として、学校教育に根付いていると考えている。

・秦野市に限らず、公立中学校の教員については一定の勤務期間が過ぎれば、必ず異動があることから、これまでも異動に伴って部活動の方針等が変更され、生徒及び保護者や家庭に大きな不安や負担が伴うこともあった。

3. 地域への移行の在り方

・各地域の状況等を鑑みて、今後の部活動の在り方を考える検討会を関係各所と協働して開くことが大切だと考える。学校が担っていた部活動は教職員の労力により成り立っていたことから、すぐに受け皿が見つかる地区とそうでない地区が考えられる。令和5年度以降、各地区で取り組めるところから段階的に移行していきながら、課題を解決していくことが望ましい。

・部活動ガイドラインが策定されたことにより、平日及び休日の部活動については生徒に対して休養日が設けられている。これにより学校の部活動は一定の制限を受けてきたため、地域スポーツとなった場合、活動内容や種目、さらには活動時間等がこのガイドラインの適応内なのかどうかポイントになる。

・秦野市では、各校において「部活動をこれまで通り指導したい教員」と「部活動の指導を望まない教員」の2分された課題があり、両方の課題を解決するためには、まずは休日の「全顧問制度」を見直す等の方策が考えられる。

これにより、各校に一定数いる休日の「部活動の指導を望まない教員」の負担軽減につながると共に、「部活動をこれまで通り指導したい教員」は、兼職兼業を申請し、これまで通り指導に当たることができる。

4. 運動部活動の地域での受け皿

・運動部活動を地域に移行する際の受け皿として、地域の状況が異なることや生徒のニーズが多様であること等も踏まえると、まずは担える組織や団体を把握することが先決であると考えられる。また、受け皿となる組織・団体等の整備および拡充については、移行した主体団体が安定的、継続的に運営できるように支援する必要がある。

受益者負担を考えると、当初から民間スポーツ団体よりも、非営利団体として地域スポーツ活動を担う団体が地区単位で必要になってくることも考えられる。

・現段階で、学校部活動が地域スポーツの振興と結びつくには、地域スポーツ団体等が中学生を取り込むという意識をもち、取り入れられるだけの受け皿になることが重要である。

5. 指導者

・秦野市では、指導者としてまず考えられるのは「部活動をこれまで通り指導したい教員」である。その他にも地域で青少年スポーツに関わりたい人材が一定程度はいると考えられる。

一方で、人数の確保が出来たととしても、指導者の質の保障をするための研修等を実施していかなければならない。そのため、指導者には、種目に関する専門的な知識や教育者としてふさわしい資質が備わっているという保証を主体団体等が担保しなくてはならない。

「部活動をこれまで通り指導したい教員」の中には、専門的な知識や、経験があり指導者資格や審判資格等を有する者がおり、兼職兼業の許可を得て、円滑に地域でスポーツ活動を指導できるようになることで、生徒及び保護者の不安の軽減や、学校現場の地域部活動に対する捉えは良い方向になると考える。

また、「部活動をこれまで通り指導したい教員」が所属校での教師としての本来業務へ影響が生じないようにし、また心身に過重な負担とならないようにするためには、指導者として委嘱している主体団体等が本人に対しての聞き取りを行い、労働時間を管理することが必要である。その他、生徒及び保護者へのアンケート等を実施し、指導者としての資質等を確認していく必要もある。

・指導者に問題行動等が見られた場合は、主体団体において、途中での解任等ができることが望ましいと考える。

6. 施設

・地域部活動をその他の地域スポーツ活動と同列に捉えると、今まで通り学校施設を優先的に使用できなくなり、結果的に青少年のスポーツを行う環境が減少することになるため、活動する場の保障として地域の部活動としての位置づけは必要であると考えられる。

・少子化が進むことを考えれば、学校ごとで優先的に使用できる種目等を決めていくことも方策として考えられ、例えば、A校はバレーボール、A校に近いB校はバスケットボールのような取り決めが出来れば、使用する会場を分けて配置することができ、より多くの種目を行うことができる。

7. 大会

- 中体連等の大会主催者が大会参加のルールを学校単位での大会から、中学生の大会に変更することで、地域クラブや民間クラブが大会に出場することができる。または、中体連以外の協会等が主催する新規の大会の構築も考えられるが、大会の数は精査することも考える必要がある。

- 中体連主催の大会を継続し、間口を広げた場合は、「部活動の指導を望まない教員」の中に、大会運営スタッフが負担であると感じている教員もいるため、大会運営に対しても任意の参加になることが必要だと考える。一方で、子どもたちのために大会運営に支障をきたす場合は、地域クラブや民間クラブからも運営のための人材を派遣する必要があり、大会運営そのものを見直すことも考えられる。

- 秦野市では、大会自体は、普段行ってきた練習の成果を発表する場であり、大会を通じて、勝つ喜び、負ける悔しさは、スポーツ活動での人間形成に大きな役割をもっているため、都道府県レベルでの大会は必要性があると考え。そのため、どこが運営するのか、どの時期に実施するのかなどの実施方法を子どもたちに負担のないように、関係者等で検討していくことが大切だと考える。

8. 会費

- 青少年にとって「スポーツをすること」は平等であることが望ましく、家庭環境等によってスポーツをする機会や時間が制限されてしまうことのないように、行政側が補助等をしていくことが必要である。

- 主体団体がそれぞれ適正な額の会費を設定するためには、市の教育委員会などの大きな団体が主体になるよりも、学校や地区ごとに主体団体を設置した方が、実情に適すると考える。

9. 保険

- 地域スポーツ活動に安心して参加できるよう、指導者や参加者が加入するための保険は必要であると考え。その補償内容や保険料等については、現在の日本スポーツ振興センターに劣後していないことが望ましく、指導者や参加者へは主体団体から保険の加入を義務付けるべきだと考える。

10. 関連諸制度等の見直し

- 平日に部活動が残るのであれば、学習指導要領における部活動に係る規定を変更することが必ずしも必要であるとは言い切れない。

- 秦野市では、「休日の部活動をこれまで通り指導したい教員」と「休日の部活動の指導を望まない教員」は決して両極にいる立場の教員ではないため、教員がスポーツ活動に携われることを選択できる環境は、人材確保の面からも重要であると考え。

- また、社会体育の観点からも、学校運営協議会等で検討していくことが望ましいと考える。

① **【どうしたら関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制を構築できるか】**

当該拠点校を所管する市区町村教育委員会やスポーツ関係団体をはじめとする部活動を取り巻く関係者と連携して、部活動に代わって地域のスポーツ活動（合同部活動）を実施する体制を構築するにあたってのノウハウや工夫

・現状として部活動は学習指導要領に記載されており、その編成等の教育課程編成権は、学校長に権限があると考えられる。そのため、地域移行を考えるには市教育委員会としてはまずは学校（校長会）と連携を図ったうえで、市長部局担当課やスポーツ関係団体と協働していく流れが適当だと考える。

・秦野市では9校、80部活動（男女を分けると、さらに多い）が存在するため、一括で学校部活動に代わって運営できる地域の団体（受け皿）を探すことは難しい。そのため、既に地域にあるスポーツ活動に中学生を取り込むような体制の構築が必要であり、既存の小学校のスポーツ関係団体と連携を図ることがひとつの方策であると考えられる。

・県としても、秦野市と同様に教育委員会だけでなく、他の行政関係者、地域のスポーツ関係団体、学校関係者と三者で協働していくことが必要であると考えられる。

そのために、まずは県主催で情報交換会等を開催し、関係課をつないでいくことが重要である。

② **【どのような支援が拠点校の取組や関係団体の協働を効果的に促進することができるか】**

拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言するなど支援するにあたってのノウハウや工夫

・秦野市では、部活動については、「指導者人材の確保」「活動の費用負担」「活動場所の確保」の課題を解決することが重要であると考えられるため、各校の強みを生かしながら学校運営協議会等での話題として、開かれた学校の一部として協議・検討していく方法が考えられる。

・「指導者人材の確保」については、これまで教職員が担ってきた指導者に代わる地域人材の発掘を図るため、一定の部活動運営や生徒指導に関する研修等を運営主体団体が持つことができるように支援していくことが望ましい。これにより部活動に対しての偏った考え方等がなくなり、指導者の資質の水準を保つことが出来るようになる。

・「活動の費用負担」については、「指導者への謝金」「保険料」「会場費」「物品費」等、多岐に渡ることが予想され、そのすべてを一度に、受益者負担とすることは生

徒やその保護者にとって受け入れにくいのではないかと考える。また、指導者への謝金を時間単価で支払いすることは、急激に商業的な発想が生まれやすいことから、まずは段階的に地域移行していく上では、学校ごとに主体団体（文化・スポーツ倶楽部等）を設立することも視野にいれることが良いと考えられる。

・県としては、子どもたちのスポーツ活動を、どこが主体となり地域で保証していくかは、地域のスポーツ関係者同士で情報を共有する必要があると考えている。そのために、地域単位で地域部活動に関する準備委員会や推進委員会を発足し、関係者で課題等を共有していく必要がある。

③ 【どのようにして、それぞれの課題を克服していくのか】

指導者や運営団体の確保方策、保護者・自治体の費用負担の在り方の整理等にかかる知見や、特に地域スポーツ活動の費用負担について保護者の理解を得るために必要なこと 等

・秦野市では、学校間での差をうまない一つの方向としては全国または県下等での一斉実施だと考えるが、①でも述べたように、学校長の権限により設置された学校部活動を、地域移行していくためには、難しさがあると考え。各校での学校部活動の在り方は違うことから、現状維持の部分と改革推進の部分の両面から地域移行していくことが重要であると考え。

・これまでの学校部活動は「中体連の大会」と共にあったため、大会の在り方は並行して協議していく課題であると考え。

・「活動の費用負担」については、主に「指導者への謝金」「保険料」「会場費」「物品費」が考えられるが、受益者への負担が一度にならないように、段階的に受益者負担へと移行していくことも大切であると考え。

・県としては、部活動がこれまで教員の献身的な勤務によって支えられてきた事や、中学校教員の長時間勤務の実態を丁寧に説明し、生徒・保護者に理解を得る必要があると考え。ただ、そのことだけにフォーカスするのではなく、地域部活動が、指導者の質を確保し、入部の選択制などの体制を整え、保護者が受益者負担をしても構わないという魅力あるものにしていかなければならない。

④ **【どうすれば改革の取組を円滑に他地域に普及していけるか】**

休日の部活動の段階的な地域移行の促進を図ることを目的として、域内の他の学校や地域に普及させるための取組に関するノウハウや工夫

・秦野市としては、②でも述べたように、学校現場で部活動を地域移行していく際に「指導者人材の確保」「活動の費用負担」「活動場所の確保」への不安があると考えられる。特に学校部活動は、「指導者＝教員」という面から、生徒の生活指導面等を良い方向に導く側面があったため、指導者の資質を担保することも重要と考えている学校が多い。そのため地域部活動の運営主体担当者が、地域部活動への運営や生徒指導等におけるマニュアル等の作成を行い、指導者としての資質の維持や向上を明確にする工夫が必要である。また、指導者が集まれる日時には限界があるため、マニュアルブック等として配付することで対応できる部分があると考えている。

・それぞれの部活動で規約を作成することで、他の学校や部活にも参考になり、スムーズな地域部活動の運営につながると考える。

・「活動場所の確保」については、これまで学校部活動が活動してきた学校施設について、地域部活動となっても優先的に使用できる体制づくりを目指すことが必要あると考えている。

・他の地区や地域にそれぞれすべてが適合するとは考えにくいいため、地域移行への改革を後押ししていくために、広く活用できる汎用性のあるロードマップ等を作成することが必要である。

・県としては、円滑に地域に普及させるためにまずは、地区の行政関係者（教育局、スポーツ主管課、生涯学習課等）間の情報交換が必要だと考える。

次に、地区ごとの行政関係者と地域のスポーツ団体（スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）及び学校関係者（校長会、中体連、PTA等）の3者間で、情報交換を行うことで、より良い地域の子どもたちのスポーツ環境を考えていくことが大切である。

・それぞれの地域の実情に応じて、取り組み方が異なるため、県がより多くの実践例を紹介することで、各自治体の参考となり、部活動改革を進めるきっかけになると考えている。

⑤ 【実践研究における活動実績や得られたデータ】

教員の勤務時間や地域スポーツの活動時間、確保した指導者の数など定量的な観点や生徒、保護者、教員、地域指導者などの関係者からヒアリングやアンケート等を通じて把握した意識（生徒のニーズや満足度、教員の負担感、保護者が許容できる費用負担額など）定性的な観点からのアウトプット

○実践研究対象運動部の生徒及び顧問教員による地域におけるスポーツ活動（または合同部活動）に対する評価（アンケート）

●アンケート者数（*任意の回答であり、各質問に回答していない場合もある）

教員 15名
 生徒 67名
 保護者 50名
 地域指導者 4名

【実践研究の対象運動部における生徒、保護者及び顧問教員によるアンケート結果】

①【今後の部活動（部活動のような地域でのスポーツ活動や文化活動）について、どのような在り方がよいかと考えますか。】

	多少のお金を支払っても、実技指導や知識等を教えてくれる専門的な指導者がいること	保護者がより部活動に協力して、実技指導や事務処理等を行うこと	将来的に学校（先生）から地域の活動（地域の指導者）へと、部活動そのものを移行していくこと	今までどおり学校（先生）が中心となって部活動を運営していくこと。
教職員	16.7%	5.6%	66.7%	11.1%
生徒	16.4%	9.0%	12.4%	61.2%
保護者	22.0%	0.0%	28.0%	50.0%
地域部活動支援協力者	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%

《考察》

- ・教職員は将来的に学校（先生）から地域の活動（地域の指導者）へと、部活動そのものを移行していくことが望ましいと考えているが、生徒や保護者は今までどおり学校（先生）が中心となって部活動を運営していくことを望んでおり、これまでの部活動の在り方が根強く残っていることが考えられる。
- ・保護者自身は保護者が部活動に係わることは求めていないように考えられる。

②【今年度から、平日は学校部活動（指導者は学校の先生）、休日は地域部活動（指導者は地域指導者）として、部活動を実施していますが、今後、休日の部活動を段階的に地域に移行することについてあなたはどのように思いますか。】

	賛成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反対
教職員	50.0%	38.9%	11.1%	0.0%
生徒	34.8%	39.4%	19.7%	6.1%
保護者	38.8%	51.0%	8.2%	2.0%
地域部活動支援 協力者	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%

《考察》

・今後、休日の部活動を段階的に地域に移行することについては、教職員・生徒・保護者ともに賛成している。今年度は教職員が地域部活動支援協力者を兼ねて実施している部活動が多かったことで、生徒や保護者は安心感を得ていたことがこの結果の要因として考えられる。やはり部活動に携わる教職員が部活動を担う、担える体制づくりは必要である。

③【休日の部活動が地域に移行した場合、「兼業兼職」をして地域部活動の指導をしたいと思いますか。】

	指導したい	どちらかといえ ば指導したい	どちらかといえ ば指導したくない	指導したくない
教職員	11.1%	11.1%	33.3%	44.4%

《考察》

・部活動は教育的意義があり、指導することそのものに否定的ではないが、身分保障がされていない中で、休日の部活動に指導者として携わることに関しては、抵抗感があると考えている教職員が多い。

④【休日の部活動にお金がかかることになった場合、保護者が月にいくら位、支払うことが妥当だと考えますか。】

	1,000 円以 下	1,000 ～ 2,000 円	2,000 ～ 3,000 円	3,000 ～ 4,000 円	4,000 円以 上
教職員	41.2%	35.3%	5.9%	11.8%	5.9%
生徒	35.4%	40.0%	20.0%	4.6%	0.0%
保護者	31.5%	35.4%	29.2%	4.2%	0.0%
地域部活動支援 協力者	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%

《考察》

・保護者は、月に 3000 円以下が多数を占めているので、金額に幅はあるが、習い事のお金をお金を払うことは、保護者として受け入れやすいのではないかと考えられる。

・教職員は 1000 円以下も 4 割近くいるが、兼職兼業で指導している教職員にとっては、休日になると、保護者から謝金を受け取ることに抵抗感がある教職員もいるのではないかと考えられる。

◆ 休日の指導を希望しない顧問に代わって、地域のスポーツ活動として指導を行った地域の指導者の実数（地域移行の実践研究のみ）

サッカー部 2名

剣道専門部 3名（9名中）

陸上競技部 3名（7名中）

◆ 令和3年11月の1ヶ月間における週休日（6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28日）のうち、実践研究の対象運動部の活動を実施せず、かつ地域のスポーツ活動を実施した日（地域移行の実践研究のみ）

サッカー部 3日間で地域部活動を実施。（6, 13, 27日）

※地域スポーツ活動としては、実施していない。

剣道部 1日間（27日）

陸上競技部 1日間（27日）

◆ 実践研究の対象運動部における生徒及び顧問教員による地域におけるスポーツ活動（または合同部活動）に対する評価

アンケート参照